念　　書

（事故発生年月日）令和　　年　　月　　日、（相手方氏名）　　の行為により（受診者氏名）　　が被った保険事故について、健康保険法による保険給付（治療等）を受けた場合は、私が加害者に対して有する損害賠償請求権を健康保険法第57条第1項の規定によって関東百貨店健康保険組合が保険給付の価額の限度において取得行使し、賠償金を受領されることに異議のないことを、ここに書面をもって申し立てます。

なお、健保組合が損害保険会社等へ医療費等の請求をする際、病名、医療費等が明記されている診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。）等の写しを活用すること。また損害保険会社等から私が受領した金額並びにその内訳等の各種情報について健保組合へ情報提供することに同意します。

また、あわせて次の事項を尊守することを誓約します。

1．加害者と示談を行う場合は、必ず事前に関東百貨店健康保険組合にその内容を申し出ること。

2．加害者に白紙委任状を渡さないこと。

3．加害者から金品を受けたときは、領収日、金額、内容をもれなく、すみやかに関東百貨店健康保険組合に届出ること。

令和　　年　　月　　日

住　　所

被保険者氏名　　㊞

関東百貨店健康保険組合　殿

健康保険法第57条第1項（損害賠償請求権）

保険者（健康保険組合）は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額）の限度において保険給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が被保険者の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。